

労働基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 管理監督者及び機密事務取扱者についての深夜の割増賃金の規定の適用除外

監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定を適用しないこととする。

(第四十一条関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第二項及び第三項関係)

◎労働基準法の一部を改正する法律案新旧対照表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働時間等に関する規定の適用除外）</p> <p>第四十一条 次<small>の</small>各号のい<small>ずれ</small>かに該当する労働者については、この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定（第二号に該当する労働者にあつては、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定）は、適用しない。</p> <p>一 別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者</p> <p>二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者</p> <p>三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの</p>	<p>（労働時間等に関する規定の適用除外）</p> <p>第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次<small>の</small>各号の一に該当する労働者については適用しない。</p> <p>一 別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者</p> <p>二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者</p> <p>三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの</p>